

第十二回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和二十六年十一月二十二日(木曜日) 午前十一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君

理事 岩沢 忠恭君  
中田 吉雄君

委員

石村 幸作君  
高橋進太郎君  
堀 末治君  
安井 謙君  
岡本 愛祐君  
小笠原二三男君  
相馬 助治君

國務大臣

岡野 清豪君

政府委員

國家地方警 濶淵 増巳君  
察本部長 野村 秀雄君  
地方財政委 員会委員長 小野 哲君  
地方自治 政務次官 鈴木 俊一君  
地方自治 財政課長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 福永与一郎君  
會専門員 武井 群嗣君  
會専門員 横山 和夫君

説明員

國家消防庁 横山 和夫君  
總務課長

本日の會議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○地方行政の改革に関する調査の件 (行政整理に関する件)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今から本委員会を開催いたします。昨日に引続きまして提案されております二法案に対する質疑をお願いいたします。

○小笠原二三男君 その前に大臣が見えなくなつておりませんから、その間行政改革に関する一般方針について地方自治庁、地方財政委員会等の職員についても影響があるようであります。その点關係者からどういふことになるのか、その根拠を、理由等も明らかにして説明を願つておきたいと思はるのですが、如何でしょうか。  
○委員長(西郷吉之助君) 昨日実は説明を聞きましたが、もう一度鈴木次長から説明をお願いします。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方自治庁と地方財政委員会との人員整理の問題でございますが、これは事務処理の効率化を図り、人事關係、会計事務等内部事務の簡素化を図ることによりまして一〇%くらいは整理できるのではないかと、このようにお考えで、閣議におきまして両機關の人員整理を一〇%、このように決定をされたわけでありまして、それによつて地方自治庁、地方財政委員会といたしましては、できるだけ事務処理の効率化を図りまして、定められました定員によつて処置をいたすように努力いたさなければならぬ

わけでございます。地方財政委員会におきましては現員が百四十一人ありまして、これを十四人整理することになつておるのであります。地方自治庁のほうは現員五十七人のところ五人整理する、こゝういふことに相成つております。いずれも地方公共団体一万余の行政なり財政なり公務員制度、税制その他の地方公共団体の運営に関する問題を所管をいたしております關係上、地方の実態をよく把握いたしまして、地方の相當の人員を要するわけでありまして、政府全体の方針といたしまして、できるだけ行政を簡素化して行くといふ建前から、その一般の方針に従ひまして事務処理の合理化を図りまして、今後その措置に対処して行きたいといふこととあります。ただ非常に平素仕事に忙し、關係で、地方自治庁におきましても地方財政委員会におきましても、長期病氣欠勤者等が現に相当おられます。それらの者の事務負担が現員にすでにかかつて来ておられるわけでございます。整理等の行われまする場合におきましては、よほど事務の合理化を図らなければならぬ。又、その努力をしなければならぬ、かやうに考へておるわけでありまして、  
○小笠原二三男君 地方財政委員会のほうについても次長は御答弁できませんか。  
○政府委員(鈴木俊一君) 地方財政委員会のことにつきましては便宜申上げられた次第でありまして、奥野財政課長からお答へいたします。

○小笠原二三男君 結論としては、自治庁のほうは極力事務の合理化ということでやらなくちゃ容易でないだろうといふような御意見があつたのですが、地方財政委員会十四人整理せられ、それでなお従前通りやつて行けるかどうかといふことを端的に伺つておるわけですか。  
○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど御説明のありましたように年度の途中で十名増え、更に三十名増えるといふふうになつて参りましたし、又事務がどの程度整理されるかといふことにつきましては現在のところ従来と何ら変わったところはなないわけでありまして、さういふ点から言ひまして、整理といふことについては非常な困難が伴うだろうと思つておられます。この点につきましては昨日野村地方財政委員長から地方財政委員会としての立場をお話になりましたので、それで御了解願ひたいと思ひます。

○小笠原二三男君 昨日も伺ひ今日も資料が出たので伺つたわけですが、他の官庁關係を所管する委員会において、もそれ、研究し結論を得て、内閣委員会のほうに公式の申入れをしておるようでありまして、当委員会におきましても地方自治庁並びに地方財政委員会の職員に關して整理する問題については、検討の上何らかの結論を仮に得た場合においては内閣委員会に申入れをするといふような取運びにしたいと考へるわけですが、その点一応お諮り願へるならお諮り願つて、後刻或いは後日、この問題は改めて調査する、こゝういふふう願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 只今小笠原委員からお聞き及びの通り地方自治庁並びに地方財政委員会の定員についてここで結論を出したならば、内閣委員会に他の委員会同様申入れをしてはどうかといふ御発言でありましたが、その点如何いたしますか、皆様にお諮りいたします。

○中田吉雄君 行政機構が新しい法律が制定されますに連れて順次歴大になつて来る傾向は否みがたいわけでありまして、さういふ観点から整理するといふことも是認されるかと思ひます。が、私たちが昨年国会に出まして、いろいろ地方財政なり地方行政の問題を担当いたしました痛感いたしました。これは、内務省が過去の日本の戦争遂行に大きな役割を果したといふようなことから内務省が解体されて、さういふ氣持といふものがずつと継続されまして、さうして警察や建設や厚生關係が分離した点があつたと思ひますが、その固有の地方行政を担当する自治庁と地方財政委員会については、我々はそのういふ内務省の余波を受けて、なお必要以上に陣容が充實されないではないかといふことを考へるわけでありまして、特に昨日も申しましたように地方公共団体は一万余に亘りまして、その把握といふことは、我々といひましては現在の人員では到底十分でないではないかといふことを考へる

わけでありませう。例えば平衡交付金を千二百億にしたらいいか千三百億にしたらいいかというような確な数字がなか／＼つかみ得ないということも、対象が非常に広汎で内容が複雑多岐であるからだと思つてわけでありませう。そういう点からいまして、私は過去一年有余の体験からいまして、もつと充実してもらわねばならぬのではないかとふうに考えておりました。今回の行政整理が杓子定規のようにならざることを期しては甚だ適當でないのではないかとふうに考えているわけでありませう。自由党のほうにおかれましては党の政策もあつていろいろ困難があると思つて、平衡交付金の増額等については超党派的にやつて頂いておられますので、一つの点も同様な御気分になつて頂いたら大変地方自治の振興に結構ではないかと思つておられます。

○安井謙君 今の小笠原さん、中田さんの、いろいろ我々の關係している官庁について事務がスムーズに運ぶようにしたいという御趣旨には全く賛成なんであります。ただ最近内閣委員会を取上げておられます定員法の問題に各委員会からいろいろ意見が具申されておられるようでありませうが、私はこれは個人としての考えなんです、定員法自体の問題は、これは内閣の行政機構の問題として所管の箇所がある。各官庁の出先のような形でこの常任委員会がいろいろ働かすという形になるのは多少どうかという気が実は一つしてあります。それからできる限りそういう人員の整理というものは、若し事務に何とかやり繰りがつくならば、これは国民の税金の關係でもあり

ますから、一つスムーズにやつて頂きたいという希望を持っております。特にこの自治庁或いは地方財政委員からこうして頂きたいという特例の御希望があればともかくといたしまして、若しそうでなければ、成るべくなら所管の委員会で御処置を願いたいという気持を持っております。

○小笠原三三男君 安井さんの御意見も御尤もな点があるかと存じます。ただ具体的には地財委或いは自治庁においても、地方行政簡素化本部の長官もしておられる岡崎國務大臣がやはり長官をしておつて、行政上遺憾ではあるという考えが仮に仕にあつても、当局として特段な申入れができれば、事情にあるだろつという点も付度されるのでありませう。私の申上げますのは、反対であるという結論を以て内閣委員会に当れということをおつておるのではないのであつて、一段と後日或いは後刻調査の上結論が出て、原案と變つた形が仮に出るならば、手続きとして内閣委員会のはうに申出るようになりたい。出ないならばそれはそれで終るといふ意味合いで申上げておるので、一辺倒の話をしておるのではございませぬから御了解願います。

○高橋進太郎君 これはなか／＼むずかしい問題なんです、いわゆる定員法が国会にかかるといふ大きな理由が、むしろ定員を増加してそれが国民の負担になるといふ難点が一番大きい問題じゃないかと思つておる。そういう観点からいまして、まあ政府が、政府部内でもとにかく切詰めて、これだけ減らして、これだけでも最小限度やつて行く、こういう決意をされ

て、特に財政委員長の昨日のお話を聞きました。まあ諸般の情勢から見てやはりこの程度に、まあ自分もできないところであるけれどもも切詰めてやつて行く、丁度平衡交付金の算定のときに、地方財政の苦しい中から幾らかやほり節約をして、そうして要求は二百億なら二百億と切つたというふうなのといわゆる同じ考え方だと思つておる。従つて私はやはりそういうふうな、折角自治庁長官なり或いは財政委員長なりが御苦心なされて、一応内閣ですすから、これはこの何でやつて、そうして恐らく地方財政なり或いは地方行政に根本的にいろいろ触れる問題があると思つて、そういうときに改めてこれはこれとは切離して陣容を整えるならば、従つてその陣容の整え方によつておのずから定員が増加するななというところも考えられるべきじゃないかと、こう考へておる。

○小笠原三三男君 そういう内容に立入つて話をする段になれば、私は今時聞を取つても、後刻、後日とは言わんでやつて結構だと思つて。そういう今の高橋さんのような御意見もあるうし、そうでない意見もあるだろうが、今差當つて法案の問題があるからあとに廻して、調査の上結論が仮に出る場合に、そういう手続きをとつたらどうかという提案をしておるわけだ。

○岡本愛祐君 だん／＼お話がございまして、小笠原君の今発言がありましたが、今直ぐここで結論を出さうというのじゃないのですから、もつ

とよく調査をして、それからその結論によつてそういう措置をとるといふことにはしたほうがいいと思つておる。

○相馬助治君 私遅れて来て誠に申訳ないのですが、昨日私も発言を求め、行政整理についての質問をしてお聞きしたのですが、今のお話で、岡本委員からの説明では、調査をして後ほどこれを取上げたいというので了解がついたようだけれども、私は今のこの段階が一番委員会として結論を出すべき時期だと、こつこつと政治的に考へてはむづかしい事情があるうが、政府の考え方というものを便宜上ここでお述べになつたので、勿論その通りだと思つておる。これは政府の出先機関じゃなくて独自の委員会なので、御案内のように農林委員会も、聞くところによると文部委員会等も独自の見解に立つて行政整理についての考へ方というものをまとめて内閣委員会に申入れたと聞いておるのです。それを真似するとか何とかがいふことでなく、私どもとしては今までの委員会ではいろいろ仕事をしながら感じましたことは、大蔵省を相手にしながら地方財政委員会並びに地方自治庁がいろいろの点で困難を感じている状況を目的あたり見せられておるわけだ。そういう立場からいまして、私どもとしては地財委の職員を救うとか何とかなどという小さな考へ方ではなく、今の段階において本当に地方自治の振興ということを考へるならば、当然この自治庁並びに地財委の天引き行政整理には反対せざるを得ないわけだ。ここでこの委員会が満場一致で以

てきまらなければいいですが、仮にきまらぬとするならば、でき得ることならば後日でなくて、今日の午後としような含みでしたら私も賛成するが、三日、四日又遅れて先だというのは如何なものか、反対というのでは如何なものか、如何なものかと思つておる。私はそういう意見を持つておるのですが、もう一度委員長から語つて頂きたいと思つておる。

○岡本愛祐君 今相馬君からのお話ですが、今議題になつておるのは地方税法の一部を改正する法律案及び地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案の審議です。この過程で今直ぐ定員の問題を取上げて精細な調査をするというところはちよつと筋違いかと思つておる。だから若しそういうお含みで急ぐならば今日午後から改めてそれを議題にしてやつてもらつたということならば私異議ございませぬ。ただ今ここでやることは、議題になつておるのはこの両法案の審議なんです。定員の問題については詳しくここでやることはこの過程においては避けたいかと、この過程においては避けたいかと思つておる。

○委員長(西郷吉之助君) お諮りいたしますが、今岡本君、相馬君からも御発言がございまして、本日の午後いろいろうような点について御希望の意見を御開陳願いたいと思つておる。

○小笠原三三男君 公報には両法案並びに地方行政改革に関する調査と、三本建でこの委員会の案件が載つておるわけでありませぬから、それを必ずしも議題とするというようないふ点について拘束を受けることはいないと思つておる。この点に關しては……併し岡本

てきまらぬならばいいですが、仮にきまらぬとするならば、でき得ることならば後日でなくて、今日の午後としような含みでしたら私も賛成するが、三日、四日又遅れて先だというのは如何なものか、反対というのでは如何なものか、如何なものかと思つておる。私はそういう意見を持つておるのですが、もう一度委員長から語つて頂きたいと思つておる。

○岡本愛祐君 今相馬君からのお話ですが、今議題になつておるのは地方税法の一部を改正する法律案及び地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案の審議です。この過程で今直ぐ定員の問題を取上げて精細な調査をするというところはちよつと筋違いかと思つておる。だから若しそういうお含みで急ぐならば今日午後から改めてそれを議題にしてやつてもらつたということならば私異議ございませぬ。ただ今ここでやることは、議題になつておるのはこの両法案の審議なんです。定員の問題については詳しくここでやることはこの過程においては避けたいかと、この過程においては避けたいかと思つておる。

さんもおつしやる通り大臣の出席を求めても、当面の問題はこの法案に関する問題でございますから、相馬君のそういう希望的な意見もありませんし、兩者勘案しまして、私午前中この法案の審査をし、午後は定員に関する問題を議題として調査するというふうにして頂きたいと思っております。

○委員長(西郷吉之助君) お諮りいたします。只今小笠原さんからの御発言で、午前中は法案の審議、午後は定員法の問題を取上げる、それに御異議ありませんか。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○中田吉雄君 ちよつと議題からそれるようでありますが、岡野國務大臣にお伺いしたいのですが、昨日内閣において平衡交付金をどうするかという問題で閣議で議題にするようにお伺いいたしましたので、昨日大臣は御欠席になりましたので、いろ／＼野党連合のほうで総司令部に当たって見ますと、岡野國務大臣のほうは増額要求されるし、池田さんのほうは、池田大臣はそんな必要はないというふうで、ちくはくしていません、我々としても閣議で統一した意見の下に総司令部に当たって頂きたいと思つておつたわけでも、ルース台風の補正については難色があるようです、昨日の閣議の結果を一つ……、それから吉田内閣の平衡交付金の増額に對する基本的な態度について一つ今後の運動もありませんのでお漏し願いたい。

○國務大臣(岡野清濤君) お答え申し上げますが、閣議の内容は絶対申し上げる

ことは……若し速記をとめて下さるならば……

午前十一時三十分速記開始

○委員長(西郷吉之助君) 速記をとめて下さい。

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始めて。では先ほどに引続きまして……

○岡本愛祐君 閣議して何つて置きませんが、二十六年度の地方税の実取高の見積りですね、それはどういふことになりましようか。初めの見込みと実収分とのくらの差が出て来ましようか。府県と市町村別にかかればなお結構です。

○國務大臣(岡野清濤君) お手許に資料として出しておりますように、道府県の普通税にありましては千一百一億六千六百万円、市町村の普通税にありましては千三百九十七億二千五百万円、その他目的税等を合算して、合計して二千五百十億四千三百万円という税収入見込を伝えておるわけであり、今後の経済界の推移の激変がありません限りにおいてはこの程度の税収入は確保できるのではなからうかというふうにご考へておるわけでありま

す。

○岡本愛祐君 それが府県と市町村に分けてどのくらい見込増になりまするか、又減になりますか、初めの予想と……

○國務大臣(岡野清濤君) 当初税収入は二千八百七十億というふうにご考へておつたわけでありまして、それが二千五百十億になつておるわけでありまして、四百二十三億の増加を見込んでおるわけでありまして、でそ

のうら道府県税につきましては二百七十三億、市町村民税につきましては百四十九億の増加を見込んでおるわけでありまして、

○中田吉雄君 四百二十三億二千百万円……

○國務大臣(岡野清濤君) 四百二十三億二千百万円。

○中田吉雄君 それじや自然増収がそ

うですか。

○國務大臣(岡野清濤君) そうです。

○委員長(西郷吉之助君) 御発言がなければ、時間も正午前でありますから、午前中はこの程度にいたしたいと思つておつたわけでありまして、御異議ございませんか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは午後一時から開始いたしました定員法の問題を取扱います。

これにて休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委員会を開会いたします。

○相馬助治君 只今提案になつております行政整理の問題に關しまして、この際國警本部並びに國家消防庁から今のところどういふふうにご考へておるのか、そして又それによつてその行政整理が現在閣議決定の通りに行われるとしたならば、どのよう

な影響を及ぼすのであるか、この点について國警本部並びに國家消防庁のほうから説明されるように希望いたします。

○政府委員(瀧澤増巳君) 只今の御質問につきまして國警の行政整理の状態を一応御説明申し上げたいと存じます。

御承知のように現在までの國警の警察官の定員は三万人でございます。その三万人に加えて、この前の警察法改正の折に五千人の増員を認めて頂きました。これは学校を入れるという条件で認めて頂いたものであります。それからこれも又警察法の改正の結果、町村の自治体警察から引継ぎました定員が一萬三千八百八十人くらいあります。これを合せますと四萬八千八百八十人になるわけでございます。この警察官につきましては、我々としては折角お認め頂いた五千人の新増員を、それから又自治体から引継いだ一萬三千人をもそのまま受入れるようにいたしました。治安の責に任じたい。かように存じておりましたところ、丁度行政整理の問題が持上りまして、國警も現在職にある者ですら退職を余儀なくされる事態において、現にまだ募集もしておらない定員の中から多少の犠牲を出すのは止むを得ないのじやないかという

結果いろ／＼折衝した上でこのうち、四萬八千八百八十人に対する約五〇、二千四百人を整理するということになりまして、我々も折角お認め頂いた五千人を削るのは非常に惜しいと思つたけれども、一萬三千人……、当初予定しておりました一万人よりも多

く三千八百八十という数が自治体警察から入つて来たことでもあります。整理いたしますので、この二千四百人の整理に際しまして、まあこれでやつて行くこと、こういうつもりであります。

それからその他の職員でございますが、その他の職員につきましては皇宮護衛官は現在八百三十人おりますが、これは整理することは困るといふこと

で政府でお認め頂きますと、八百三十人を整理しないといふことにはいたしたたのであります。

それから一般の職員の定員は現在一萬六千五百七十七人おるわけでございますが、このうち通信の關係の職員と鑑識關係の職員とは特別な任務でございますので、全く技術的の現場的の仕事が多いのでございまして、このほうは整理を許して頂きますと、このほうは

整理を許して頂きますと、その他の者につきまして或る程度の整理をするにいたしましたのでございまして。それは現業職員としての守衛、小使、警防手、自動車運転手、逮捕術教官、それから拳銃工場等に若干おりますが、これらの部分につきましては大体五〇%を整理することにいたしました。その他

の職員につきましては人事、會計、庶務等の一般職員、これらにつきましては〇、二%整理することにいたしました。千六百九人という者を整理することになつたのであります。従つて千七百七十七名が一般職員から、警察官以外の職員から整理することになつております。なお十月一日自治体警察から引継ぎました職員が三千三百十一人



かんじやないか、次第々々に多い所は調整して行こうという事でやつておりますので、現在の自治体警察の廃止になつた地方を大体平均しまして七割乃至八割くらいを自治体の現場へ置いておきます。従つてそこから他の方面へ振り向けるのだというは二割乃至三割足らないくらいだと、こういうふうで考えておきます。

○安井謙君 いまもう一つ、地方消防で、これは大きい所でしょうが、例の消防に放火その他の犯人の捜査権を云云しておる話があるようですが、国家消防のほうじやどんなお考えを持つておられますか。

○説明員(横山和夫君) 先般新聞紙上或いはその他でいろいろ大きく報道されましたので何でありますか、この捜査権の問題につきましては、実は先般掃りましたアメリカのエンジェルという人、消防の行政官であつたのであります。その人がアメリカの制度の観点から日本の場合においても消防の限られた人数の者が捜査権を行使することが適当であるというふうなブライベートな勸奨がありまして、先般の第七国会の頃に若干そういう問題が起つたのであります。その後我々国家消防庁として、組織法の第四條の中にそうした方面の研究をするという事が書かれております関係上つと研究は続けられておりました。ところが、たまたま今度参りました消防の行政官も熱心にそういうふうな勸奨をいたしまして、自治体の消防の間においても是非とも早い機会に解決付けてもらいたいというふうな要望がありまして、俄然最近御承知のような状況になつたのであります。ただこの現

段階において我々として特に苦心し又心配をいたして我々の問題は、現実において警察のほうに問題が、相当困難して放火、出火の捜査の問題をやつておるわけでありまして、消防の科学的な原因調査という問題につきましては、これは限られた大きい都市においては相当充実いたしておりますけれども、事犯罪の捜査という事になつて参りますと、必ずしも科学的な原因調査とイコールのものであるかどうかという事は別な観点から考へてみる必要もありませんし、なお又制度化されることになりまして、やはりその運用の過渡期における警察と消防との間のはつきり申上げれば感情的な問題ともいえますが、そういうふうな問題も……このいざこざのないような極めて円滑な関係において解決されるという事でなければ、将来の運営も決してうまく行くものではないというふうなことを考へまして、我々のほうにたしましては、先ず取りあはず問題になつておるところが六大都市のようでありますから、六大都市の警察当局と消防当局とが忌憚なく意見の交換をして、こういう点がうまうま行かない、こういう点はこういうふうにしたらい

段階において我々として特に苦心し又心配をいたして我々の問題は、現実において警察のほうに問題が、相当困難して放火、出火の捜査の問題をやつておるわけでありまして、消防の科学的な原因調査という問題につきましては、これは限られた大きい都市においては相当充実いたしておりますけれども、事犯罪の捜査という事になつて参りますと、必ずしも科学的な原因調査とイコールのものであるかどうかという事は別な観点から考へてみる必要もありませんし、なお又制度化されることになりまして、やはりその運用の過渡期における警察と消防との間のはつきり申上げれば感情的な問題ともいえますが、そういうふうな問題も……このいざこざのないような極めて円滑な関係において解決されるという事でなければ、将来の運営も決してうまく行くものではないというふうなことを考へまして、我々のほうにたしましては、先ず取りあはず問題になつておるところが六大都市のようでありますから、六大都市の警察当局と消防当局とが忌憚なく意見の交換をして、こういう点がうまうま行かない、こういう点はこういうふうにしたらい

段階において我々として特に苦心し又心配をいたして我々の問題は、現実において警察のほうに問題が、相当困難して放火、出火の捜査の問題をやつておるわけでありまして、消防の科学的な原因調査という問題につきましては、これは限られた大きい都市においては相当充実いたしておりますけれども、事犯罪の捜査という事になつて参りますと、必ずしも科学的な原因調査とイコールのものであるかどうかという事は別な観点から考へてみる必要もありませんし、なお又制度化されることになりまして、やはりその運用の過渡期における警察と消防との間のはつきり申上げれば感情的な問題ともいえますが、そういうふうな問題も……このいざこざのないような極めて円滑な関係において解決されるという事でなければ、将来の運営も決してうまく行くものではないというふうなことを考へまして、我々のほうにたしましては、先ず取りあはず問題になつておるところが六大都市のようでありますから、六大都市の警察当局と消防当局とが忌憚なく意見の交換をして、こういう点がうまうま行かない、こういう点はこういうふうにしたらい

○政府委員(湯淵増巳君) 今問題になつておられますのは六大都市を中心にしてたしておりますので、これに対して国警がいろいろなことを言うのはどうかというように我々考へておりました。併し警察制度の、警察運営の根本の問題であるという事で、この間も衆議院の小委員会に呼ばれたのであります。その際、国警の意見を聞かれましたので、私もいろいろといたしまして、この問題はよほど考慮しなければならぬ問題だというふうな考へをしまして、警視庁の当局と同じように、現在の段階において反対であるという気持を表明して置いたのであります。我々の反対はいろいろ技術的にあるわけでございますが、私も長い経験からいたしまして、火事場の捜査というものは非常に残酷なものであります。現に家が焼けておる折に証拠収集のため折に主人を引張つたり或いは参考人を引張つたりするやうなやり方をするのでございまして、これは非常に警察としていやなことでありまして、それを消防にも同じやうな逮捕権を与え、捜査権を与えるという事になりますと、火事場でこの残酷なことを両方が競争でやるというやうな事になつた場合に、迷惑するのは国民じやないかというやうな感じがするのでもございまして、その競争はよろしいけれども、結果として民衆に迷惑をかける、又日本の火事はアメリカの火事と違ひまして殆んど焼けてしまふ、丸焼けになつて何も証拠がないという場合が非常に多いのであります。その点はアメリカ

○安井謙君 国警のほうではお考えはどうですか。

○政府委員(湯淵増巳君) 今問題になつておられますのは六大都市を中心にしてたしておりますので、これに対して国警がいろいろなことを言うのはどうかというように我々考へておりました。併し警察制度の、警察運営の根本の問題であるという事で、この間も衆議院の小委員会に呼ばれたのであります。その際、国警の意見を聞かれましたので、私もいろいろといたしまして、この問題はよほど考慮しなければならぬ問題だというふうな考へをしまして、警視庁の当局と同じように、現在の段階において反対であるという気持を表明して置いたのであります。我々の反対はいろいろ技術的にあるわけでございますが、私も長い経験からいたしまして、火事場の捜査というものは非常に残酷なものであります。現に家が焼けておる折に証拠収集のため折に主人を引張つたり或いは参考人を引張つたりするやうなやり方をするのでございまして、これは非常に警察としていやなことでありまして、それを消防にも同じやうな逮捕権を与え、捜査権を与えるという事になりますと、火事場でこの残酷なことを両方が競争でやるというやうな事になつた場合に、迷惑するのは国民じやないかというやうな感じがするのでもございまして、その競争はよろしいけれども、結果として民衆に迷惑をかける、又日本の火事はアメリカの火事と違ひまして殆んど焼けてしまふ、丸焼けになつて何も証拠がないという場合が非常に多いのであります。その点はアメリカ

力などは非常に証拠が残るようでございます。従ひまして物的な発火原因等の調査は一応できまして、その原因を証明するものがなくして、むしろどういふ人がどういふ関係でどこにあつたか、或いは又火事の動機が何であつたかというやうな、人を目標にした捜査が日本では非常に必要なのであります。この点は従来から刷れておる警察官のほうに優秀ではないか、又同時に鑑識施設等も相当充実いたしておりますので、消防の無調査権で援助してもよろしいことは必要であります。警察がこの捜査を一元的にやつても支障はないじやないか、かように考へておられます。

○岡本愛祐君 只今の安井委員からお尋ねの消防官に対して、消防員に対して捜査権を与えるかどうかという問題、これはなかなか重要なむずかしい問題だろふと思ひます。東京警視庁のほうからも反対意見が出ております。まあ国警の次長からもそういう意見が出ておる、アメリカの各市における状態を調べてみましても、必ずしもエンジェル氏が言つておられるやうに一定してないのでもあります。ニューヨークのごときはこの捜査権はもとより逮捕、拘禁、拘引する権利すら持つておるやうであります。消防員が持つておるやうであるが、ほかの所では捜査権はあるけれども、その逮捕の点は勿論警察官だけしか持つていないという関係にもあり、必ずしも一定してないやうです。それから、まあこれはよくこの委員会でも研究して、もつと研究して解決すべき問題であらうと思ひます。

力などは非常に証拠が残るようでございます。従ひまして物的な発火原因等の調査は一応できまして、その原因を証明するものがなくして、むしろどういふ人がどういふ関係でどこにあつたか、或いは又火事の動機が何であつたかというやうな、人を目標にした捜査が日本では非常に必要なのであります。この点は従来から刷れておる警察官のほうに優秀ではないか、又同時に鑑識施設等も相当充実いたしておりますので、消防の無調査権で援助してもよろしいことは必要であります。警察がこの捜査を一元的にやつても支障はないじやないか、かように考へておられます。

それからも一つ伺つて置くのです。自治体警察を廃止しまして国家地方警察にそれを引取つたという場合に、今まで自治体警察のほうでは警視庁としておつた人がいろいろの關係で警部になつたり、今まで警部であつた人を警部補にしたり、いろいろな事が起つたらうと思ひます。又署長であつた人が必ずしも署長になれないのですから、そういうやうな關係はどういふやうに實際に推移して行つたか、それが又うまうま行つておるか、その点を聞きたいことが一つ、それからもう一つは先ほど安井君から御質問がありましたように、東京の二十三区以外の接統町村におきまして自治体警察を持つておつて、そうして自治体警察をやめた場合に、自治体警察であれば二十人も二十五人も、警察の応援を受けて充実しておつたけれども、これが国警になると又元通り三人か四人にされてしまひはしないかというやうな虞れを持つて、当委員会が实地調査しましたときにもそういうことがないやうに是非ともしてもらいたいという話がありました。只今の御答弁でそれはまあ七割くらいにしたというの御尤もだと思ひます。ただ田舎の町村へ行きますと、同じ隣り合せに国家地方警察と自治体警察のほうと並んでおる。片一方は三十人、片一方は二十人持つておる。その自治体警察を廃したときに国家地方警察のほうの三十人では少ないが、五人かせいゝ六人くらい足せばその町も合せて十分三十五、六人でやつて行けるという場合が多いだらうと思ひます。そういうのは必ずしもたくさんおかれなくてもいいので、そこに余裕ができて来

それからも一つ伺つて置くのです。自治体警察を廃止しまして国家地方警察にそれを引取つたという場合に、今まで自治体警察のほうでは警視庁としておつた人がいろいろの關係で警部になつたり、今まで警部であつた人を警部補にしたり、いろいろな事が起つたらうと思ひます。又署長であつた人が必ずしも署長になれないのですから、そういうやうな關係はどういふやうに實際に推移して行つたか、それが又うまうま行つておるか、その点を聞きたいことが一つ、それからもう一つは先ほど安井君から御質問がありましたように、東京の二十三区以外の接統町村におきまして自治体警察を持つておつて、そうして自治体警察をやめた場合に、自治体警察であれば二十人も二十五人も、警察の応援を受けて充実しておつたけれども、これが国警になると又元通り三人か四人にされてしまひはしないかというやうな虞れを持つて、当委員会が实地調査しましたときにもそういうことがないやうに是非ともしてもらいたいという話がありました。只今の御答弁でそれはまあ七割くらいにしたというの御尤もだと思ひます。ただ田舎の町村へ行きますと、同じ隣り合せに国家地方警察と自治体警察のほうと並んでおる。片一方は三十人、片一方は二十人持つておる。その自治体警察を廃したときに国家地方警察のほうの三十人では少ないが、五人かせいゝ六人くらい足せばその町も合せて十分三十五、六人でやつて行けるという場合が多いだらうと思ひます。そういうのは必ずしもたくさんおかれなくてもいいので、そこに余裕ができて来

それからも一つ伺つて置くのです。自治体警察を廃止しまして国家地方警察にそれを引取つたという場合に、今まで自治体警察のほうでは警視庁としておつた人がいろいろの關係で警部になつたり、今まで警部であつた人を警部補にしたり、いろいろな事が起つたらうと思ひます。又署長であつた人が必ずしも署長になれないのですから、そういうやうな關係はどういふやうに實際に推移して行つたか、それが又うまうま行つておるか、その点を聞きたいことが一つ、それからもう一つは先ほど安井君から御質問がありましたように、東京の二十三区以外の接統町村におきまして自治体警察を持つておつて、そうして自治体警察をやめた場合に、自治体警察であれば二十人も二十五人も、警察の応援を受けて充実しておつたけれども、これが国警になると又元通り三人か四人にされてしまひはしないかというやうな虞れを持つて、当委員会が实地調査しましたときにもそういうことがないやうに是非ともしてもらいたいという話がありました。只今の御答弁でそれはまあ七割くらいにしたというの御尤もだと思ひます。ただ田舎の町村へ行きますと、同じ隣り合せに国家地方警察と自治体警察のほうと並んでおる。片一方は三十人、片一方は二十人持つておる。その自治体警察を廃したときに国家地方警察のほうの三十人では少ないが、五人かせいゝ六人くらい足せばその町も合せて十分三十五、六人でやつて行けるという場合が多いだらうと思ひます。そういうのは必ずしもたくさんおかれなくてもいいので、そこに余裕ができて来

はしないかと思うのですが、そういう  
ほうが多いだろうと思うのでありま  
す。大都会隣接の場合よりも、国家地  
方警察と自治体警察と並んでおつた、  
その片一方が廃止したときに、必ずし  
も七割くらいかきなくていいのであ  
つて、非常に余裕ができて来たとい  
う面が私は確にあると思うが、この  
点は正直に言つてどういうふうにな  
つておるか、又それをどういうふう  
にまく利用されるか、それを聞いてお  
きたいと思つております。

○政府委員(溝淵増巳君) 最初の問題  
でございますが、警視であつた警長或  
いは警部であつた警長等が、元の警部  
或いは警部補になつたという方々も  
も相当あつたわけでございますが、こ  
れを国警に引継ぐ場合に、我々の方針  
として、成るべく国警に編入  
になつたがために不利にならないよ  
うに、このことを考えたのでありまし  
て、全国の隊長諸君もその気持を伝え  
まして吸収いたしましたのでございま  
す。併し何としても国警の現在にお  
る、その当時から一緒におつた者の肩書等  
に比べましてどうにもならないとい  
う方々は、相当階級を引下げたので  
ございまして、併し引下げたと申しま  
しても、警視を警部補にしたり、警部  
補を巡査部長にしたような、二階級を  
下げた者はこれは殆んどないのであり  
ます。大体一階級でございまして、そ  
れも大体納得されまして、その受入れ  
の数目前に全部の署長に隊長から話を  
いたしまして、納得した上で移転させ  
るといふような行き方をいたしてお  
るのでありますので、現在のこのよう  
な問題はつきまして不安等があつたよ  
うなことは、少くとも国警の本部ではそ

がために文句が出て来たというよ  
うなことは一件もございませぬ。そう  
して却つて、階級は下りましたけれど  
も、国警に入つたので、これは我々の我  
田引水かも知れませんが、気がむし  
ろ今まで市町村等の当局で非常に複  
雑な関係にあつたものがすつきりし  
た、そうして国警におつた者に負け  
ないようになつておつた者には、そ  
の働こうというふうな気持ちで、ど  
この県の状態を聞きましても、非常  
に何と申しますか、気分が明るくな  
つたといふようなことで、私も最初  
に心配しておりましたような、自治  
警から来た諸君が、何だかよそよ  
しくして寂しい思いをしやせんか  
といふような空気が全然ないよ  
うでございまして、非常に私ども  
も喜んで見ておりましたが、併し  
これでも当座の状況であつて、或  
いは将来そういうことが長続きす  
るか、果して渾然一体になれるか  
といふ問題は相当心配されるので  
ございまして、今後の行き方を十分  
気をつけるように注意をいたして  
おる次第でございまして、

なおその次の問題でござい  
ますが、自治警と国警とが同じ町に  
あるような所は少くとも自治警は完  
全に廃止になりま  
すので、その全員が全部国警  
に入りますから、少くとも本署の要  
員としましては、そうたくさん殖  
やす必要はないと思つて、従いま  
してその町にある外勤の警察官、こ  
れはどうしても減らしては困るとい  
う空気も非常に強く、従いまして自  
警と国警と両方が町にある警察署  
では、自警の本署の職員は殆んど全  
部国警へ吸収してはかかるといふ  
数字だと、かような存じてお  
ります。従いましてその要員の浮  
きました人数は、これは或いは従  
来能力の足りなかつた警備とか

警務とかいふ方面に多少つ  
つ廻りますと同時に、二千六百  
名全部で殖える人数も考慮に入  
れまして、従来或いは欠員にな  
つておつた駐在所、或いは又非  
常に重要な施設等がある所  
で駐在所のなかつたような所、  
大体現在の予定としまして全  
国で三、四百駐在所を殖やす  
予定でございまして、

それから警察署の数は現在  
十月まで六百七十ござい  
ましたが、今度吸収された  
所では地元の要望も非常に強  
く、又治安上も必要だとい  
ふ所が地区署二百十五ござ  
いまして、現在九百ちよつと  
足らない数字の警察署とな  
つております。大体この配  
置なら先ず行けるのじやない  
か、かように存じてお  
ります。○岡本重祐君 只今の御答  
弁で大体わかりました。自治警  
から国警へ帰つて行つた者が  
継ぎいじめみたいになるこ  
とは甚だ遺憾なのでありま  
して、又警察のいろ／＼業務上  
支障が起るようなことがあ  
つても困りますから、どうか  
今後とも一層その点に気をつ  
けて頂きたいと思つてお  
ります。自治体警察を廃止した  
町、私どもの身の近に起つて  
おられます、その範圍内では  
町民も非常に喜んでおられ  
ます。すつきりしたというので  
喜んでおります。併し自治体  
警察は威張らなかつた、地区  
署になつて又威張られるの  
ではないかといふ虞を抱いて  
おる者もございまして、です  
から自治体警察のいい面、つ  
まり自治体警察のほうがい  
ゆる民主警察でありまして、  
親しみやすい警察であつた、  
この点は否めないようであ  
りますから、その点を十分考  
慮せられて、自治体警察を  
廃止した

ために又官僚警察に  
戻りした、又換柄  
づくになつたといふ  
ようなことがない  
ようにこれは一層注  
意をして頂きたい  
といふことを要望  
して置く次第であ  
ります。○安井謙君  
今の関連しまして  
私聞き落したの  
は、七割なら七割  
程度配置します  
と、あと三割が  
残るわけですが、  
これが三、四千  
人の人員になると  
思いますが、これ  
は定員の上から  
いふことになり  
ますか、と今度  
はどういうこと  
になりま  
すか、受入れた  
一万三千を大体  
七割くらいは  
現在配置して  
おる、残りの  
人員で五千を、  
今度削減して  
何人かになる  
といふので、  
それはまあ  
大体配置は、  
基準はみんな  
きまつてお  
るわけなん  
です。三、四  
千人浮いた  
形になりま  
せんか、定  
員の配置上  
から……。○政府委員(溝淵増  
巳君) 只今の御質問ですが、  
定員としては浮いたとい  
ふことにはならないので  
ございまして、国警の  
大体その府県の定員にな  
つております。それから  
その配置、でございま  
すが、要するに五千  
人殖やして、その分  
の千六百人は、こ  
れは学校へや  
かういふふうにな  
つて、その分は  
異なるわけ  
でございますが、  
その他の方は、  
自治体警察の  
その区域から  
余つた人数が  
新しくできる  
駐在所とか  
それから或  
いは警備係  
とか警務係  
とかに廻  
ります。

○委員(西郷吉之助君) それでは  
この程度で本日は散会したいと思  
います。明日は予算委員会なり内  
閣委員会等も休むようでありま  
すので、当委員会も明日はやら  
ないことにいたしたいと思  
います。○委員(西郷吉之助君) な  
お、それは明後日午前中地方  
税その他法律案の審議をしま  
して、午後定員の問題をしま  
したいと思つて、さうしてい  
たいと思つて、

と思つて、御異議ござ  
いませぬか。【異議なしと  
呼ぶ者あり】○委員(西郷  
吉之助君) なお、それは  
明後日午前中地方税その他  
法律案の審議をしまして、  
午後定員の問題をしました  
いと思つて、さうしてい  
たいと思つて、

本日はこれにて散会いた  
します。午後三時二十分  
散会

昭和二十七年一月二十三日印刷

昭和二十七年一月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局